

育児休業期間中の 掛金免除要件が見直しされます

令和3年6月に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月1日から育児休業期間中の掛金等（掛金・組合員保険料）の徴収免除に関する事項が見直され従来の取扱いに下記要件が追加になりました。

法改正の概要

- ① 月に14日以上育児休業を取得した場合は、その月の掛金等を免除する。
- ② 賞与にかかる掛金等については、1カ月を超える育児休業を取得している場合に限り、掛金等を免除する。
- ③ 組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合における育児休業期間中の掛金等の特例の適用については、当該育児休業等の全部を同一の育児休業等とみなす。
- ④ 令和4年10月1日以後に開始する育児休業等から適用する。



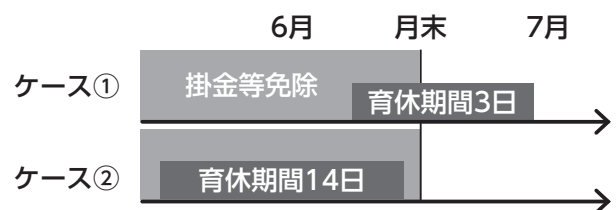
令和4年9月まで

月の掛金



ケース②は月末時点で育休を取得していないため、掛金等は免除されない。

令和4年10月から



ケース①に加え、同月内に14日以上育休を取得した場合は、ケース②でも掛金等が免除される。

賞与にかかる掛金等



賞与月の月末時点で育休を取得している場合は、賞与にかかる掛金等が免除される。



賞与月で1カ月超の育休取得者に限り、賞与にかかる掛金等が免除される。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306